

第1部 問題提起2


2020年度財政健全化に向けた歳出歳入オプション

日本総合研究所 調査部 主席研究員 岡田 哲郎

本日は多数お集まりいただきましてありがとうございます。調査部の岡田でございます。私のほうからは、先ほどの西沢の話を引き継ぎまして、法人実効税率の引き下げをいかに他の政策課題と調和を図りながら実現していくかという観点から、若干の試算結果などをお示ししながら、歳出・歳入改革のオプションを考えて参りたいと思います。

〔歳出歳入改革の目標〕

まず初めに、そもそも何を指して改革を行うのかということでございますが、それを改めて確認しておきたいと思います。一言で申し上げますと、ここでございますように「活力ある持続可能な社会の実現」、これに尽きると考えております。より具体的に申し上げますと、その下に書いてあります通り、第1には、長年の課題であり、アベノミクスでも最も力点が置かれております「持続的な経済成長の実現」。第2には、中長期的な人口動態への対応や受益と負担のバランスを考慮した「国民が納得できる社会保障の構築」。それから第3としまして、持続可能な経済社会の大前提となります「財政再建の推




日本総研シンポジウム
税制抜本改革を考える
～法人実効税率引き下げを起点とする
歳出・歳入一体改革～

「2020年度財政健全化に向けた歳出歳入オプション」


2014年11月13日

株式会社日本総合研究所
調査部 主席研究員
岡田 哲郎



次世代の国づくり

Copyright (C) 2014 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved. p.11



歳出歳入改革の目標

活力ある持続可能な社会の実現

- ✓ 持続的な経済成長
- ✓ 国民が納得する社会保障
- ✓ 財政再建

次世代の国づくり

1

Copyright (C) 2014 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved. 0011

進」、であると言えます。

これら三つは、トレードオフの関係にある部分も含めまして、相互に影響し合う筋合いのものであります。一つの課題の解決のみに重きを置くのではなく、相互作用を考慮しながら、いかにバランスよく改革を進めていくか、というところが重要なポイントになろうかと考えております。

〔法人実効税率下げの基礎的財政収支への影響〕

そこで、まずは今回の議論の中心に据えております法人実効税率の引き下げが、財政状況にどのような影響を及ぼすか、ということについて見て参ります。

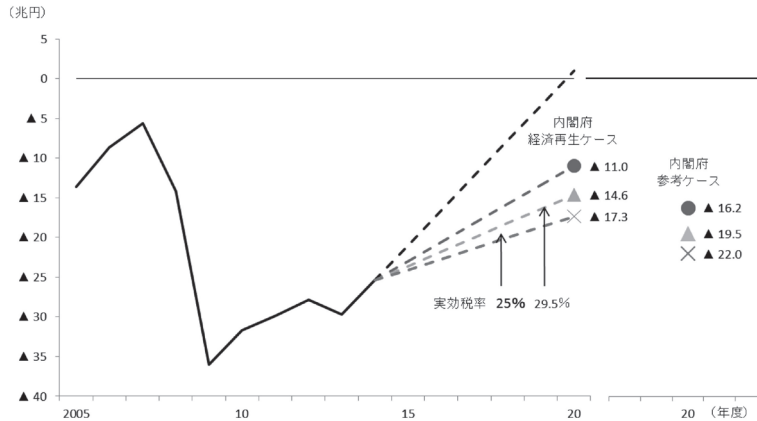
政府は、2015年度までに基礎的財政収支、以下、プライマリーバランス、PBと呼びますけれども、これの赤字幅のGDP比を2010年度の実績対比で半減、2020年度までに黒字化するという目標をしております。しかし、先ごろ内閣府が公表したところでは、消費税率の10%への引き上げを織り込んで、その後も経済再生が順調に進むというケースを想定しましても、2020年時点でPB赤字がなお11兆円残る。経済成長がさらにもう少し鈍いケースでは赤字が約16兆円も残る、という試算が示されました。

この試算につきましても、想定されている経済成長のペースの妥当性などにつきまして、さまざまな議論もあるところではありますが、現在、これが最も広く認識されているスタンダードな中期見通しと言えることから、これをまず議論の出発点に置きたいと思っております。

内閣府の試算に織り込まれていない法人実効税率の引き下げが2020年度のPB着地にどう影響するかを見たのが、こちらの点線の部分、緑と赤の部分でございます。当然ながら、何も手だてを講じない場

法人実効税率下げの基礎的財政収支への影響

仮に財源手当がなければ、基礎的財政収支の赤字が拡大



(備考) 法人実効税率引き下げによる減収額を計算し、内閣府による基礎的財政収支の試算値から減算。2020年度までの経路は考慮していない。
内閣府経済再生ケースは、予測期間平均で実質2.0%成長、名目3.3%成長、内閣府参考ケースは同実質1.3%成長、名目2.1%成長となるケース。
(資料) 内閣府資料を基に日本総合研究所作成

次世代の国づくり

2

Copyright (C) 2014 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved. 0011

合は、赤字金額が拡大することになります。税率引き下げによる経済活性化効果を勘案せずに、税収の減少を機械的に計算したものでありますが、これで見ると、その幅は実効税率をぎりぎり20%台にするという、29.5%で計算しておりますけれども、その場合は3兆円強の赤字拡大。さらに、OECD加盟国平均並みの20%台半ばまで下げる場合ですと、6兆円前後というふうに赤字が拡大する、ということになります。

〔PB黒字化に必要な金額〕

当然、これを放置するわけには参りませんので、穴埋めのためのさまざまな財源が議論され、報じられているところであります。具体的には、先ほどの西沢の話にありました財源メニュー、外形標準課税の拡大、受取配当課税の拡大、繰越欠損金控除の見直し、それから租税特別措置の見直し、等々です。しかし、ここに挙げましたメニューをすべて合わせましても、あくまで現時点での金額ということにはなりますが、最大で1.8兆円程度と見積もられまして、20%台の法人実効税率を実現するには全く不十分な額にとどまります。むろん、PBを内閣府の見通しよりも改善させるには至りません。

〔歳出カットにどれだけ依存できるか〕

そこで、次は歳出面に目を転じまして、歳出削減による財源捻出の可能性を探ってみたいと思います。グラフは過去の一般政府ベースの歳出の推移を示しております。このうち、非社会保障分野、積み上げ棒グラフの下白い部分に関しましては、2000年代に入ってから足元にかけて抑制基調で推移している

日本総研
The Japan Research Institute, Limited

PB黒字化に必要な金額 実効税率29.5%の場合 →14.6～19.5兆円
" 25% の場合 →17.3～22.0兆円

現在、俎上に上っている穴埋め財源 最大 1.8兆円程度

- ✓ 法人事業税の外形標準課税拡大 → 7500億円程度
- ✓ 受取配当の課税拡大 → 1000億円程度
- ✓ 繰越欠損金制度の見直し → 3000億円程度

以上 1.15兆円程度
(法人実効税率2%程度相当)

- ✓ 租税特別措置の見直し
アベノミクス税制の廃止 →最大6800億円程度

次世代の国づくり

3

Copyright (C) 2014 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved. p011

日本総研
The Japan Research Institute, Limited

歳出カットにどれだけ依存できるか？ 社会保障分野の見直しが重要

(兆円)

年度	総計	非社会保障分野	社会保障分野
1990年度	116.3	63.0	53.3
1995年度	152.9	79.8	73.1
2000年度	167.2	80.4	86.8
2005年度	167.3	67.3	100.0
2010年度	178.7	63.2	115.5
2011年度	181.5	62.9	118.6
2012年度	182.4	62.7	119.8

（備考）一般政府。社会保障分野（保健、社会保護）、非社会保障分野（一般公共サービス、防衛、公共の秩序・安全経済業務、環境保護、住宅・地域アメニティ、娯楽・文化・宗教、教育）。社会保障分野の内訳は厚生労働省のデータを用いて按分。
（資料）内閣府「国民経済計算年報」、厚生労働省「厚生労働白書」

次世代の国づくり

4

Copyright (C) 2014 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved. p011


ということが見て取れます。

これに対しまして、社会保障分野は、高齢化の進展に伴いまして、上の色付きの部分でございますけれども、年金ですとか医療・介護の分野を中心に増大が続いております。このまま行きますと、高齢化の一段の進展によって、この分野の歳出がさらなる膨張を続けることは火を見るよりも明らかと言えます。このため、財源捻出のための歳出改革を行う対象分野としましては、社会保障分野が第一の候補となりまして、また、それは社会保障制度全般の持続可能性を高めるためにも必要不可欠な取り組みである、と考えております。

〔社会保障分野〕

では、社会保障分野の歳出をスリム化するのにどのような手立てがあるのか、ということを考えてまいります。年金分野では、デフレ下で機能を停止していたマクロ経済スライドがデフレ脱却に伴い作動することになります。これにより、マクロで見た年金支給の総額の増勢は名目成長率並みに抑えられることとなりますが、これは先ほどの内閣府の試算にも織り込み済みと見られます。

では、何をするか。さらなる改革を行うとすれば、高齢者の労働参加促進ということが昨今求められているわけですが、そうした政策課題と整合的な形で支給開始年齢の引き上げを推し進めていくことが理にかなった改革の一つではないかと考えられます。仮に、現在、65歳である支給開始を2020年までに段階的に70歳へと引き上げるということを行いますと、トータル2.5兆円の歳出削減効果があると見込まれます。

 **日本総研**
The Japan Research Institute, Limited

社会保障分野

年金


マクロ経済スライドによって、名目成長率並みに増加が抑制。
支給開始年齢を上げるか？

✓ 2020年度までに70歳に引き上げる場合
→ ▲2.5兆円
(備考)第4回年金部会資料(平成23年10月11日)を基に計算。

医療・介護

高齢化に伴って、名目成長率よりも速いペースで増加。
診療報酬抑制、後発医薬品の普及、レセプトデータの活用等によって

✓ 高齢化に伴う増加は許容 → ▲2.3兆円 ✓ さらに、名目成長率並みに抑制 → ▲4.1兆円
(備考)内閣府試算の「参考ケース」の名目成長率を前提に計算。
詳細は、参考資料「医療費公費負担額の抑制のイメージ」を参照。

 **次世代の国づくり**

5

Copyright (C) 2014 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved. 0011

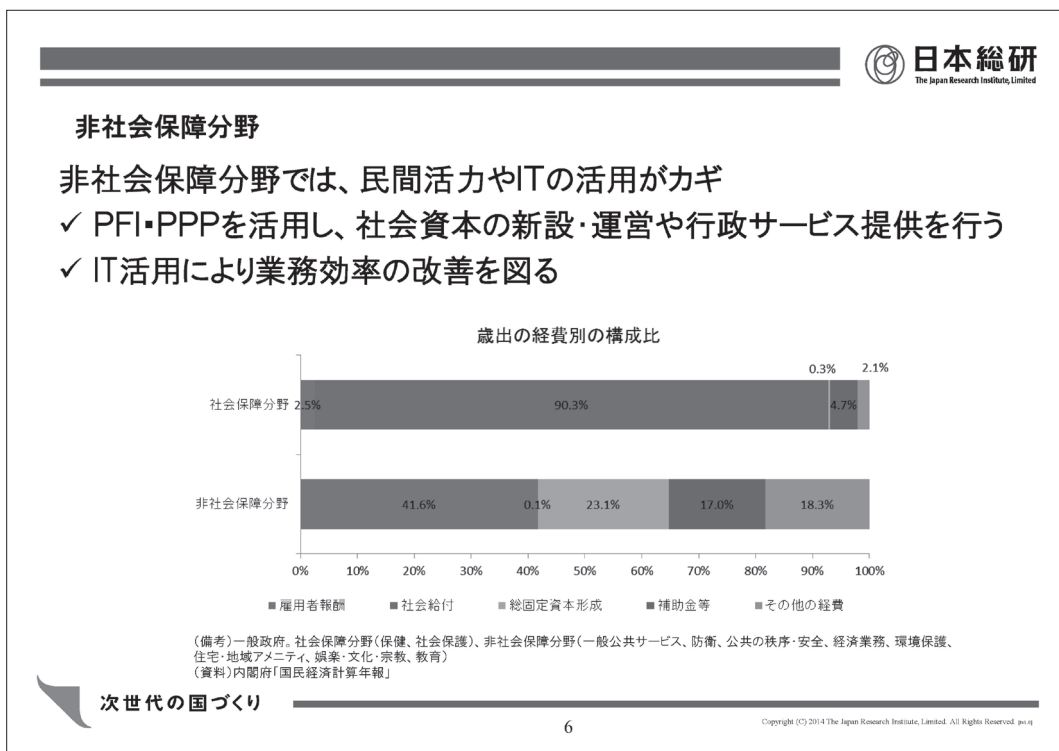
一方、医療・介護の分野では、2020年に向けた厚生労働省の試算によりますと、デフレ脱却ですとか技術進歩、高齢化の進展、等々によりまして大幅な支出増加が見込まれております。これを圧縮するには、定期的に改定される診療報酬の抑制ですとか、いわゆるジェネリック医薬品の普及、あるいはレセプトデータの活用による効率化等々、さまざまな施策を組み合わせることが必要だと思われます。

ここでは、それらを駆使しまして、支出を抑制する程度の異なる二つのケースを想定しました。一つは、高齢化に伴う医療費の増加は許容するというケースで、これによる歳出削減額は2.3兆円と試算されます。もう一つは、より厳しく切り込んでいくケースで、医療費の伸びを名目成長率並みまで抑制する、というものです。こちらによる歳出削減効果は4.1兆円と試算しております。

〔非社会保障分野〕

一方、非社会保障分野に関してですけれども、こちらは、先に見た通り、歳出の総額で見ますと抑制基調で推移しております。もっとも、財政状況が極めて厳しい折り、同分野においてもなお一層の効率化ですとか、個別項目ごとの費用対効果の引き上げ、等を目指してしかるべきだと考えております。

ここで、歳出の内容である経費の性格から見てまいりますと、社会保障分野、うへのほうですけれども、こちらは給付がやはり9割方を占めるということでありまして。一方、非社会保障分野の経費別で見ると、この青い部分である雇用者報酬、これは人件費に相当する部分です。それとか緑色の部分、こちらは公共事業等が含まれる固定資本形成でございます。こういったものが過半を占めているわけでございます。このため、いわゆるPFIですとかPPPといった民間活力の導入、あるいはITの活用




による業務の効率化、といったことが改革のポイントになってくるのではないかと考えております。

〔試算 一歳出削減の想定一〕

ここまでの議論をまとめまして、後段でお示しする試算の前提として、歳出改革のオプションを2通り想定してみました。一つは、財源捻出を行うに当たりまして、比較的实现可能性が高いと思われるメニューで構成した「マイルド改革」でございます。内容としましては、医療費は高齢化に伴う増加を許容する程度まで抑制、非社会保障につきましては増勢を物価上昇並みにとどめる、というものです。もう一つは、政治的な困難さから実現のハードルは極めて高いと考えられるのですが、社会保障制度の持続性を高めていくという視点も踏まえて、歳出削減により大胆に切り込んでいく「ドラスティック改革」というのも一つ想定してみました。そちらの内容は、年金支給開始年齢を70歳に2020年に向けて段階的に引き上げていく、医療費に関しては名目成長率並みのペースへと抑制する、それから非社会保障に関しましてはマイルド改革で想定したものよりもさらに増加を抑制していく、という想定を置いております。

〔試算 一法人実効税率引下げの想定一〕

一方で、法人税改革の議論に立ち戻りまして、中期的にどの水準まで実効税率を引き下げるのかということにつきましても、2通りのケースを想定しました。一つは、20%台をぎりぎり可以实现できる29.5%のケース。もう一つは、OECDの加盟国平均水準並みの25%へと大きく引き下げるケースでございます。



試算 一 歳出削減の想定 一

仮に、次の想定で、2020年度の基礎的財政収支を計算してみると・・・

	マイルド改革	ドラスティック改革
支給開始年齢	—	2020年度までに70歳に引き上げ
医療費	高齢化に伴う増加は許容	名目成長率並みに抑制
非社保	物価上昇率並みで増加 内閣府試算の想定	さらに増加抑制※

(※)内閣府「経済再生ケース」での増加ベースを「参考ケース」のベースに抑制

次世代の国づくり

7

Copyright (C) 2014 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved. 0011

		実効税率29.5%	実効税率25%
外形課税	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大企業の法人事業税負担のうち外形標準課税分を現行の1/4から1/2に引き上げる。(有力視されている案) ✓ 税込中立になるよう、所得分の税率を引き下げる。 → 実効税率は定義上▲1.5%ポイント低下 		
法人税率	<ul style="list-style-type: none"> ▲4%引き下げる(国税) →実効税率は▲4.5%ポイント低下 	<ul style="list-style-type: none"> ▲8%引き下げる(国税) →実効税率は▲9%ポイント低下 	

次世代の国づくり

8

Copyright (C) 2014 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved. 0014

す。

それぞれのケースの内容につきましては、外形標準課税については、ともに拡大して実効税率を引き下げるといった操作をする一方で、同時に、所得分の税率引き下げによりまして、税収面では中立にする、という想定を置きました。ということで、この二つのケースの差異は、国税分の法人税率の下げ幅を4%にするのか、8%にするのか、といったところでもっばら差が出てくるという形にしております。

〔試算 —2020年度のPB赤字—〕

こちらの表は、歳出改革と法人実効税率引き下げの各2ケースを縦と横で組み合わせまして、それぞれにおいて経済成長率が異なる伸びとなった場合に、2020年度のPBの着地がどのように変わってくるか、を示したものであります。この金額で示してあるのが、PBの着地で、括弧内はそれを消費税率換算したパーセンテージでございます。

マイルドな歳出改革の場合は、ドラスティックな改革を行う場合に比べまして、経済成長への下押し効果は軽減されることが見込まれます。けれども、その分、財政収支の改善効果は限定的にとどまってしまう。また、法人税率に関していえば、下げ幅が大きくなるに従って経済への好影響というものは相対的に大きくなることを見込まれるわけですが、やはりその分、財政収支にあける穴が大きくなっていくということでもあります。

それぞれのマトリクスにございます経済成長率の想定に関しては、内閣府見通しの経済再生ケースを上段、参考ケースを下段、中段にはその中間値を記しています。私どもでは、法人税改革を考慮しない

試算 — 2020年度のPB赤字 —

	マイルド改革 (名目成長率 PB赤字 消費税率換算)			ドラスティック改革 (名目成長率 PB赤字 消費税率換算)		
	実効税率 29.5%	3.3% 2.7% 2.1%	▲8.6兆円(2.7%) ▲11.9兆円(3.9%) ▲15.2兆円(5.2%)	3.3% 2.7% 2.1%	▲1.6兆円(0.5%) ▲6.3兆円(2.1%) ▲10.9兆円(3.8%)	
実効税率 25%	3.3% 2.7% 2.1%	▲11.3兆円(3.6%) ▲14.5兆円(4.8%) ▲17.7兆円(6.1%)	3.3% 2.7% 2.1%	▲4.3兆円(1.4%) ▲8.9兆円(2.9%) ▲13.4兆円(4.6%)		

(備考)上段は内閣府試算の「経済再生ケース」、下段は同「参考ケース」に基づいて計算。中段は上段と下段の平均。()内は消費税率換算値(逆符号)。
本図では、法人実効税率が引き下げられない場合には、成長率の低い「参考ケース」の蓋然性が高まるとみなしたうえで、法人実効税率を下げるほど、より高い成長率を実現するというイメージを描いている。
先述の想定のほか、15年3月に適用期限が切れる租税特別措置の延長をしないと想定。

次世代の国づくり

段階で向こう数年間を展望した場合、経済再生ケースのような3%を超える高成長はなかなか定着するのが難しいのではないかと考えております。むしろ、参考ケースの名目2%成長が標準的なシナリオになると捉えております。結局、この4分割したマトリクスのなかに赤字で示した数値が、そうした成長見通しをベースに置いた場合に実現の蓋然性が高いと思われるケースでございます。

この表が全体として示す含意としましては、マイルドな歳出改革にとどまれば、経済成長率の帰結はどうか、ほとんどのケースで2020年時点では10兆円超のPB赤字が残ってしまうということでございます。一方、ドラスティックな歳出改革に踏み切った場合は、赤字はかなり縮小するのですけれども、その結果として成長率は低く抑えられる可能性が高まります。これが仮に高成長が実現したとしても、やはりPBの赤字は残ってしまうということが言えるかと思えます。

〔まとめ〕

以上の議論を踏まえた結論を申し上げますと、法人税改革を考える際に、社会保障の持続性ですとか財政規律の堅持という命題を同時追求するためには、やはり歳出面に相応の大胆な改革が求められることはもとより、歳入面におきましても、法人税の枠内にとどまらない、他の税目も含めた抜本改革が欠かせなくなる、ということです。

その際、検討すべき税目としましては、諸外国と比較してわが国では依然として負担が小さいと言われている消費税のさらなる税率引き上げ、あるいはその逆進性を緩和する観点から、個人所得課税の見直し、等が大きな柱になってくるのではないかと考えております。

まとめ

PB目標達成には抜本的な歳出歳入改革が不可欠

- ✓ マイルドな歳出改革では、基礎的財政収支の大幅な赤字が残る。
- ✓ 高い名目成長率が持続し、ドラスティックな歳出削減を行う場合でも、赤字が残る。
- ✓ 名目成長率が低いと、さらに赤字が膨らむ。

- ✓ 諸外国に比べて負担の少ない消費税の一段の引き上げは不可避。
- ✓ 同時に、逆進性への配慮等の観点から、個人所得課税の見直しも重要。

なお、ここでは法人実効税率の引き下げを所与とした議論を展開してまいりましたが、後段の先生方のご議論におかれましては、そもそも法人税のあり方をどう考え、歳入改革の方向性はどうあるべきか、あるいは財政再建をはじめとする他の政策目標との兼ね合いをどのように考えるべきか、といったところにつきまして、大所高所からのご意見を頂戴できれば幸いに存じます。

私からの報告は以上でございます。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

日本総研シンポジウム
税制抜本改革を考える
～法人実効税率引き下げを起点とする
歳出・歳入一体改革～

参考資料


2014年11月13日

(図表1) 国税・地方税・社会保険料の項目別歳入(2012年度)

(単位:兆円)

課税ベース	国	地方	社会保障基金	
所得課税	[内訳]	26.1	[内訳]	17.2
	個人所得税	14.0	個人住民税	11.7
	復興特別所得税	0.1	個人事業税	0.2
	法人税	9.8	法人住民税	3.0
	地方法人特別税	1.7	法人事業税	2.4
	復興特別法人税	0.6		
社会保険料			58.0	
消費課税	[内訳]	18.3	[内訳]	6.7
	消費税	10.4	地方消費税	2.6
	個別消費課税等	8.0	個別消費課税等	4.2
	揮発油税	2.9	自動車税	1.6
	酒税	1.3	たばこ税	1.2
	たばこ税(含む特別税)	1.2	軽油取引税	0.9
	その他	2.6	その他	0.5
資産課税	2.6		10.5	
資産課税	[内訳]		[内訳]	
	相続税	1.5	固定資産税	8.6
	印紙収入	1.1	その他	1.9
合計	47.0	34.5	58.0	

(資料)財務省「平成24年度 租税及び印紙収入決算額調」、総務省「平成24年度 地方税に関する参考計数資料」、
内閣府「平成24年度 国民経済計算」をもとに日本総合研究所作成
(注)社会保険料については、内閣府「国民経済計算」の数値を用いた。




(図表2) 法人課税の概要

	税目	課税ベース	税率	備考 (対象企業等)	
国税	法人税	所得割 (年800万円以下)	25.5% 19%(15%)	大企業 中小企業。()内の税率は租特の軽減税率。	
	地方法人税	法人税割	4.4%		
地方税	法人事業税 (地方法人特別税 含む)	外形標準課税法人 所得課税法人 収入金課税法人	所得割	7.2%	大企業 (除く電気・ガス・保険) 中小企業 電気・ガス・保険
			付加価値割	0.48%	
			資本割	0.2%	
			所得割	9.6%	
	収入割	1.3%			
法人住民税	法人税割(道府県+市町村) 均等割(道府県) (市町村)	12.9% 2万~80万円 5万~300万円	税率は資本金等の額に応じる 税率は資本金等の額、従業員数に応じる		
固定資産税	土地、建物、償却資産	1.4%			

(注1) 2014年10月時点。税率は標準税率。
(注2) 太字が法人実効税率の構成要素。

次世代の国づくり
2
Copyright (C) 2014 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved. 0011



(図表3) 法人実効税率の算出方法

法人実効税率＝

$$\frac{[\text{法人税率} \times (1 + \text{地方法人税率} + \text{法人住民税率}) + \text{法人事業税率}]}{\div (1 + \text{法人事業税率})}$$

標準税率の場合	【計算】
34.6%	[25.5% × (1 + 4.4% + 12.9%) + 7.2%] ÷ (1 + 7.2%)
東京都の場合	【計算】
35.64%	[25.5% × (1 + 4.4% + 16.3%) + 7.56%] ÷ (1 + 7.56%)

(注1) 2014年10月時点。税率は大企業に適用される税率。東京都の太字部分は超過税率。
(注2) 法人実効税率は、所得にかかる税負担のみを計算したもの。分子第1項で、法人税率に地方法人税率、住民税率をかけているのは、これらの課税ベースが法人税額であることから、所得を課税ベースとした場合の率に換算するため。分母に法人事業税の所得割の税率が含まれるのは、法人事業税は法人税において損金算入され、税負担が軽減されることを勘案するため。

次世代の国づくり
3
Copyright (C) 2014 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved. 0011

(図表4) 法人事業税の概要

外形標準課税対象法人 (資本金1億円超)		外形標準課税非対象法人 (資本金1億円以下)												
2.4万法人 [黒字1.3万法人 赤字1.1万]		黒字69.5万法人												
赤字173.4万法人														
<table border="1"> <tr> <td>外形標準課税</td> <td>6,519 億円</td> </tr> <tr> <td>付加価値割</td> <td>4,261</td> </tr> <tr> <td>資本割</td> <td>2,258</td> </tr> </table>		外形標準課税	6,519 億円	付加価値割	4,261	資本割	2,258	<table border="1"> <tr> <td>所得課税分</td> <td>7,951 億円</td> <td rowspan="2">2兆3,532億円</td> </tr> <tr> <td>収入金額課税</td> <td>2,093</td> </tr> </table>		所得課税分	7,951 億円	2兆3,532億円	収入金額課税	2,093
外形標準課税	6,519 億円													
付加価値割	4,261													
資本割	2,258													
所得課税分	7,951 億円	2兆3,532億円												
収入金額課税	2,093													
所得割 6,969		<table border="1"> <tr> <td>地方法人特別税</td> <td>7,734 (※)</td> <td rowspan="2">1兆7,425億円</td> </tr> </table>		地方法人特別税	7,734 (※)	1兆7,425億円								
地方法人特別税	7,734 (※)	1兆7,425億円												
地方法人特別税 9,691 (※)														
4兆957億円														

(資料) 総務省「平成24年度道府県税の課税状況等に関する調」より日本総合研究所作成
(※) 2008年10月より法人事業税の一部を国税としていったん徴収したうえで人口および従業員数を基礎に配分。

次世代の国づくり

(図表5) 法人事業税を改正した場合の税率、および、税負担の変化

〈ケース1〉大企業の外形標準課税の割合を現行の約3割から5割にした場合
(法人事業税収は3.4兆円で一定)

(兆円)

	課税ベース		現状<a>		変更後			変化<b-a>			
			税率 (%)		税負担		税率 (%)		税負担		
	大企業	黒字 欠損	大企業	黒字 欠損	大企業	黒字 欠損	大企業	黒字 欠損			
所得割	21.0	-	7.2	1.53	-	5.16	1.08	-	▲ 2.04	▲ 0.45	-
付加価値割	61.8	22.6	0.48	0.30	0.11	0.86	0.53	0.19	0.38	0.23	0.08
資本割	49.7	56.8	0.2	0.10	0.12	0.34	0.17	0.19	0.14	0.06	0.07
合計	-	-	-	1.94	0.23	-	1.78	0.39	-	▲ 0.16	0.16

(資料) 総務省「平成24年度 道府県税の課税状況等に関する調」、財務省「法人企業統計年報(平成24年度)」、国税庁「会社標準調査(平成24年度)」をもとに日本総合研究所試算

(注1) 法人数は、大企業(資本金1億円超)について黒字が1.3万、欠損が1.1万。

(注2) 税収には地方法人特別税も含み、電気・ガス・保険の収入金課税対象法人分は除く。税率は標準税率。

(注3) 試算は、法人事業税の税収を変えずに、所得割、付加価値割、資本割の税収が3:2:1になるように税率を設定。その税率を課税ベースに乗じて税負担を算出。詳細については、立岡健二郎「外形標準課税の理想と現実(仮)」(近刊)を参照。

次世代の国づくり

(図表6) 法人事業税を改正した場合の税率、および、税負担の変化

〈ケース2〉全企業について所得課税をすべて外形標準課税に置き換えた場合
(法人事業税収は3.4兆円で一定) (兆円)

	現状<a>				変更後				変化<b-a>					
	税率 (%)	税負担		税率 (%)	税負担		税率 (%)	税負担		税率 (%)	税負担			
		大企業 黒字 欠損	中小 黒字 欠損		大企業 黒字 欠損	中小企業 黒字 欠損		大企業 黒字 欠損	中小企業 黒字 欠損					
所得割	7.2 (9.6)	1.53	- 1.20	-	-	-	-	-	-	▲7.2 (▲9.6)	▲1.53	-	▲1.20	-
付加価値割	0.48	0.30	0.11	-	1.30	0.80	0.29	0.59	0.57	0.82	0.50	0.18	0.59	0.57
資本割	0.2	0.10	0.12	-	0.77	0.38	0.44	0.09	0.21	0.57	0.28	0.32	0.09	0.21
合計	-	1.94	0.23	1.20	-	1.19	0.73	0.67	0.78	-	▲0.75	0.50	▲0.53	0.78

(資料) 総務省「平成24年度 道府県税の課税状況等に関する調」、財務省「法人企業統計年報(平成24年度)」、国税庁「会社標準調査(平成24年度)」を
もとに日本総合研究所試算

(注1) 法人数は、大企業(資本金1億円超)について黒字が1.3万、欠損が1.1万、中小企業(資本金1億円以下)について黒字が69.5万、欠損が173.4万。

(注2) 税収には地方法人特別税も含み、電気・ガス・保険の収入金課税対象法人分(0.3兆円)は除く。税率は標準税率。()内は中小企業の税率。

(注3) 試算は、法人事業税の税収を変えずに、所得割、付加価値割、資本割の税収が3:2:1になるように税率を設定。その税率を課税ベースに乗じて
税負担を算出。詳細については、立岡健二郎「外形標準課税の理想と現実(仮)」(近刊)を参照。

次世代の国づくり

(図表7) 法人税関連租特による減収額(試算)

項目	減収額(億円)	減収額(億円)		
		国	地方	
安倍政権下で 創設・拡充されたもの	設備投資減税(生産性向上設備等を取得した場合)	2,990	-	2,990
	所得拡大促進税制	2,110	-	2,110
	設備投資減税(国内の設備投資額を増加させた場合)	1,050	-	1,050
	研究開発税制(上乗せ型)	266	3	269
中小企業支援	中小企業等の貸倒引当金の特例	1,107	578	1,684
	中小企業者等の法人税率の特例	999	173	1,172
	中小企業投資促進税制 (上段:特別償却、下段:税額控除)	582	304	886
	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	132	23	154
研究開発減税	研究開発税制(総額型)	618	323	940
	研究開発税制(総額型)	3,685	39	3,725
その他 (特定業種等支援など)	特定目的会社に係る課税の特例	678	354	1,032
	投資法人に係る課税の特例	500	261	761
	取用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	345	162	507
	使用済燃料再処理率備金	340	154	494
	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	303	152	455
	環境関連投資促進税制 (上段:特別償却、下段:税額控除)	296	148	443
	6	1	7	
減収総額(単純合計)		1.88兆円	0.37兆円	2.26兆円
実際の減収総額		1.56兆円	0.22兆円	1.78兆円

(資料) 財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、政府税制調査会資料(2014年4月14日)。

総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」をもとに日本総合研究所試算。

(注1) 実際の減収額は、減収額から特別償却や圧縮配当、貸倒引当金などの課税繰延措置等による減収額を除いた額。青色部分が実際の減収額に含めた数値。

試算方法の詳細は、立岡健二郎(2014)「租税特別措置の実態と分析」(http://www.jric.jp/MediaLibrary/file/report/pirreview/pdf/7303.pdf)を参照。

(注2) 安倍政権下で創設・拡充された租特の減収額は、研究開発税制(上乗せ型)を除き、財務省による試算値。国税部分のみ、かつ、特別償却による減収額も含む。

次世代の国づくり

(図表8)消費税込の配分(国・地方)

配分先		消費税込の試算(配分)		
		5%時	8%時	10%時
国	消費税(国税)のうち 交付税を除いた分	7.3兆円 (3%分)	12.6兆円 (4.9%分)	16.2兆円 (6.28%分)
	消費税(国税)のうち 交付税分	3.0兆円 (1.18%分)	3.6兆円 (1.4%分)	3.9兆円 (1.52%分)
地方	地方消費税分	2.6兆円 (1.0%分)	4.4兆円 (1.7%分)	5.7兆円 (2.2%分)

(資料)財務省資料をもとに日本総合研究所作成

(注1)上段が消費税込、下段が税率の配分。

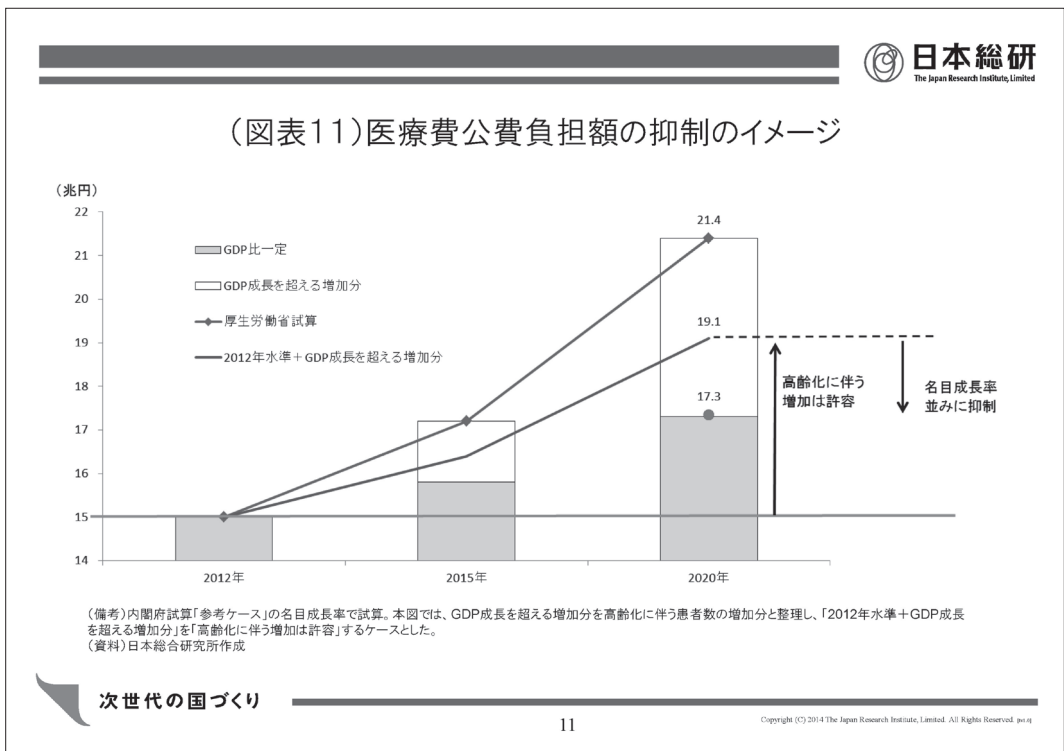
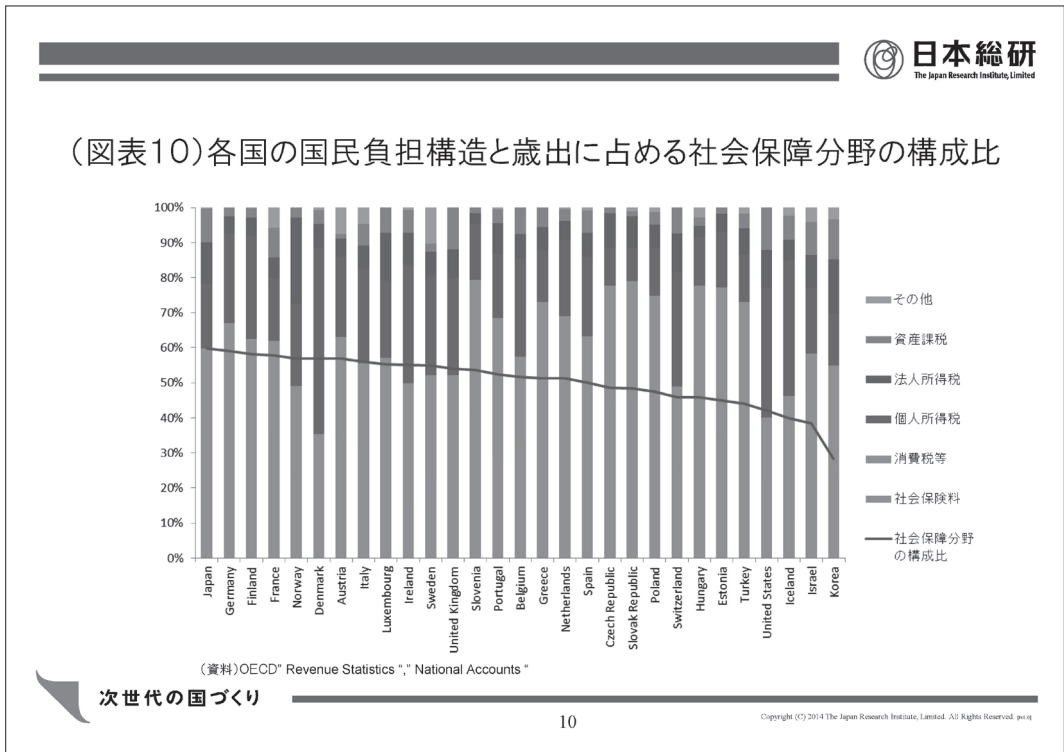
(注2)消費税込は、2012年度における1%当たりの税収が変化しないと仮定して試算。

(図表9)内閣府試算の主要計数

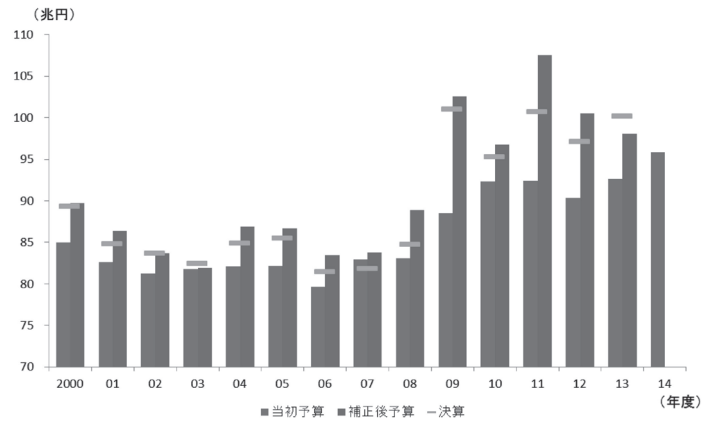
【経済再生ケース】		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
基礎的財政収支	兆円	▲ 29.7	▲ 25.4	▲ 16.1	▲ 12.7	▲ 11.9	▲ 11.8	▲ 11.5	▲ 11.0
名目GDP	兆円	481.5	497.5	511.6	530.2	548.1	567.0	587.6	609.0
	成長率	%	1.9	3.3	2.8	3.6	3.4	3.5	3.6
GDPデフレーター上昇率	%	▲ 0.4	2.1	1.4	1.8	1.4	1.3	1.3	1.3

【参考ケース】		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
基礎的財政収支	兆円	▲ 29.7	▲ 25.4	▲ 16.1	▲ 13.9	▲ 14.4	▲ 15.5	▲ 16.0	▲ 16.2
名目GDP	兆円	481.5	497.5	511.6	522.2	530.5	539.5	549.1	559.3
	成長率	%	1.9	3.3	2.8	2.1	1.6	1.7	1.8
GDPデフレーター上昇率	%	▲ 0.4	2.1	1.4	0.9	0.5	0.5	0.5	0.5

(資料)内閣府「中長期の経済財政に関する試算」



(図表12)国の一般会計の当初予算と補正後予算、決算の推移



(資料)財務省「財政統計」